

短期大学部（船橋校舎）不正行為（カンニング等）懲戒指針

短期大学部（船橋校舎）では、定期試験、平常試験及び追試験での不正行為（カンニング、試験妨害、身代わり受験等）については、短期大学部（船橋校舎）学生懲戒委員会で審議の後、日本大学短期大学部学則第 50 条及び第 51 条に定める懲戒（退学、停学及び訓告）を行った上で、下記のとおり教育指導上の措置を行う。

また、成績評価に係る論文、レポート、図面及び作品等において、盗用あるいは引用を明示しないで作成し提出するなどの不正行為については、上記同様の対応を行う。

記

- ① 受験停止及び当該学期に履修している全ての科目（実験・実習・実技・ゼミナールを除く）の成績を無効とする。
- ② 所属する学科長及びクラス担任立会いの上、学生生活委員会委員長から書面により懲戒等の処置を本人へ通告するとともに、その保証人（父母等）へも通知する。
- ③ 再発防止の一助とするため、学科、学年、対象学生の人数及び懲戒の内容等を学部内掲示板へ 14 日間公示する。

以 上